

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業

募集要項

令和8年6月22日

志賀町

内容

第1章 募集要項の位置づけ	4
1 件名	4
2 事業の背景と目的	4
3 事業のコンセプト	5
4 施設等の所有者	6
5 事業の概要	6
6 事業の対象範囲	8
7 事業者の収入等	11
8 事業者の負担	13
9 遵守すべき法令及び許認可等	13
10 地域との共生に向けた取り組み	13
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	15
1 基本的な考え方	15
2 募集及び当面のスケジュール	15
3 応募に関する留意事項	17
4 応募事業者の備えるべき資格要件	19
第3章 契約に関する事項	24
1 契約に関する基本的な考え方	24
2 基本協定の締結	25
3 SPC の設立	25
4 仮契約、事業契約の締結	25
5 指定管理者の指定	25
6 費用の負担	25
7 契約保証金	25
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	26
1 基本的考え方	26
2 予想されるリスク及び責任分担	26
3 町による事業の実施状況及びサービス水準の監視（モニタリング）	26
4 事業終了後の措置	27
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	28
1 立地に関する事項	28
2 規模及び配置に関する事項	29
第6章 事業計画又は基本協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	30
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	30
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	30
2 事業の継続が困難となった場合の措置	30
第8章 法制上及び税制上の措置に関する事項	31
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	31

2	その他支援に関する事項	32
第9章	事業実施に関する事項	32
1	誠実な業務遂行義務	32
2	事業期間中のSPCと町の関わり	32
第10章	その他	32
1	本事業において使用する言語	32
2	契約締結に係る議会の議決	32
3	提案書類作成に係る費用	33
4	問合せ先	33
5	その他	33
別紙	リスク分担表	34

第1章 募集要項の位置づけ

この募集要項（以下「募集要項」という。）は、志賀町（以下「当町」という。）が令和8年5月に公表した「志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業実施方針」を踏まえ、道の駅とぎ海街道周辺における宿泊・交流拠点施設及び系統用大型蓄電池施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に実施する志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）及び本件プロポーザルに係る条件を提示するものである。

以下に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

- ・要求水準書
- ・事業者選定基準
- ・様式集
- ・基本協定書（案）
- ・事業契約書（案）

令和8年5月12日に公表した「志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業実施方針」は、本件プロポーザルの条件を構成しない。

募集要項等に関する不明点については、「募集要項等に関する質問への回答」によることとする。

なお、当町は、選定事業者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者として維持管理・運営期間にわたって指定する予定であり、本募集要項は指定管理業務における募集要項を兼ねるものとする。

1 件名

志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業

2 事業の背景と目的

当町は、能登半島の中央部に位置し、海岸線に広がる豊かな自然と歴史・文化資源を有する一方、令和6年能登半島地震により観光関連施設を含む地域経済が甚大な被害を受けた。震災からの復興と人口減少社会への対応を両立させるため、観光・交流機能の再構築と地域経済循環の創出を一体的に進めることが急務となっている。

この現状を踏まえ、当町は、道の駅とぎ海街道周辺を中心拠点と位置づけ、宿泊交流拠点施設の整備を通じて、滞在型観光の促進及び地域経済の活性化を目指している。滞在型観光の出発地としての志賀町道の駅とぎ海街道周辺拠点（以下「本拠点」という。）を整備し、この拠点を核に、能登の食・自然・文化といった特色ある資源を滞在型・体験型観光として発信することで、当町への来訪客の滞在時間と当町内での1人当たりの消費額の増大を通じ、当町の観光を高付加価値化するとともに、地域の魅力発信と交流人口の拡大を図ることとしている。あわせて、地域の歴史・文化に触れる機会の創出から町民と来訪者との交流を深め、町民が郷土への誇りを育む契機とする。

また、拠点運営の安定化及び地域防災力の向上を目的として系統用大型蓄電池を導入する。平時には電力市場等を活用した収益確保を図るとともに、災害時には非常用電源として活用することで、観光拠点及び地域生活のBCP機能を確保し、復興と地域経済の持続的発展を支える基盤として位置付けるものである。

本事業では、上記の目的のために、民間企業のノウハウ、経営能力等の効果的な活用を図り、良好な施設の整備を進めるとともに、事業コストの削減等、長期的な視点での施設運営を目指す。

3 事業のコンセプト

本事業のコンセプト等は以下に掲げるものとする。

(1) コンセプト・基本理念・整備目的

ア 整備コンセプト

能登の海・里・人がつながる 復興と交流の拠

イ 基本理念

宿泊施設をメインにした、地域住民と地域外の人々との交流する拠点とし、観光・交流機能と地域防災機能を併せ持つ復興拠点とする。

ウ 整備目的

滞在型観光の出発地としての本拠点を整備し、この拠点を核に、能登の食・自然・文化といった特色ある資源を滞在型・体験型観光として発信することで、当町への来訪客の滞在時間と当町内での1人当たりの消費額の増大を通じ、当町の観光を高付加価値化するとともに、交流人口の拡大と地域の魅力発信を図る。あわせて、地域の歴史・文化に触れる機会の創出から町民と来訪者との交流を深め、町民が郷土への誇りを育む契機とする。ま

た、系統用大型蓄電池の導入により、平時の収益確保と災害時の BCP 機能確保を両立する。

4 施設等の所有者

本事業は、BTO 方式 (Build Transfer Operate) により実施するため、当町が拠出する資金により整備した建築物等の所有者は、竣工時に当町に移転し、志賀町とする。

5 事業の概要

(1) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI 法」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき当町が選定した事業者が、対象施設の設計、建設及び運営業務を事業契約書に定める事業期間にわたり遂行する、BTO 方式 (Build Transfer Operate) により実施する。

本拠点は、地方自治法第 244 条に定める公の施設と位置づけ、維持管理・運営にあたっては、受注者を指定管理者として指定する予定である。

(2) 契約形態

- ・当町は、事業者と、SPC の設立、本事業に関する事業契約等の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- ・当町は、事業を一括で発注するために、事業者と、事業に係る事業契約を締結する。
- ・当町は、事業契約に基づいて、SPC と本事業に係る指定管理業務に関する協定を締結する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、契約締結日から令和 31 年 3 月 31 日までとする。

公共施設等の設計及び建設期間	契約締結～令和 11 年 3 月
公共施設等の維持管理及び運営期間	令和 11 年 4 月～令和 31 年 3 月

なお、施設整備の進捗に応じて、段階的に維持管理・運営期間を開始するものとする。

(4) スケジュール等

ア 募集に関する当面のスケジュール

第2章の2のとおり

イ 事業全体のスケジュール

時期	内容
令和8年9月上旬	議会議決後、本契約
令和9年3月	系統用蓄電池整備完了、施設引渡し
令和9年4月	系統用蓄電池管理運営開始
令和10年3月	トレーラーハウス等整備完了後、施設引渡し
令和10年4月	トレーラーハウス等管理運営開始
令和11年3月	宿泊施設整備完了、施設引渡し
令和11年4月	宿泊施設管理運営開始
令和31年3月	事業終了

ウ 事業期間終了時の措置

受注者は、施設を次期事業者を引き継ぐ場合、事業期間終了日までに継続的な施設運営が可能な機能回復を完了させた上で、施設から退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に当町が本拠点について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の2年前から本拠点の維持管理及び運営業務に必要な事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を当町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（各契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、各契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

6 事業の対象範囲

(1) 用地整備

本事業の対象となる公共施設等の立地は、以下の事業用地を基本とする。

【宿泊・交流施設整備事業】

所在地（敷地面積）	羽咋郡志賀町富来領家町甲 3 番 1（3,459 m ² ） 羽咋郡志賀町富来領家町甲 3 番 15（812.19 m ² ）
建物用途	観光施設
敷地の所有	志賀町

【系統用蓄電池事業】

1. 系統用蓄電池

所在地	羽咋郡志賀町富来地頭町 52（旧すみれ作業所）
敷地の所有	志賀町

2. 系統用蓄電池

所在地	羽咋郡志賀町相神中浜は 1（旧富来小学校運動場）
敷地の所有	志賀町

(2) 整備対象施設

本事業の対象となる施設は、事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う公共施設の機能及び概要を以下に示す。

ア 宿泊施設（客室棟）

イ ロビー・共用部

ウ レストラン

エ 多目的室・貸会議室

オ 子どもプレイルーム

カ トレーラーハウスを活用したサウナ施設

キ カラオケ・プライベートシアター施設

ク 系統用大型蓄電池施設

ケ 外構等

- ・ 駐車場（従業員駐車場合含む。）
- ・ 敷地内通路
- ・ 植栽
- ・ 公共下水道（グリストラップ等含む）
- ・ 雨水等の流出抑制措置のために必要な施設・設備
- ・ 電線の引き込み等のライフラインへの接続に必要な設備
- ・ EV 充放電器・非常用コンセント等
- ・ その他（外灯他）

コ 提案施設（任意）

「※「提案施設」とは、事業者が自らのアイデア及びノウハウを活かし、事業者の負担で整備・運営等を行うことができ、かつ、本事業の目的に即し、本拠点としての役割を充足する機能等を有する施設。追加の宿泊棟などの、本事業で建設する施設の規模・機能を増大する目的で提案施設を整備・運営することも認める。6(4)を参照のこと。

(3) 業務内容

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

ア 設計及び工事監理業務

- ・ 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、土壌調査等）
- ・ 設計業務
- ・ 本事業に伴う各種申請の業務（開発許可申請書の資料作成を含む。）
- ・ 工事監理業務
- ・ 系統連系に係る各種手続業務
- ・ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設に関する業務

- ・建設業務
- ・什器・備品等調達設置業務
- ・近隣対応・対策業務
- ・電波障害対策業務
- ・国等交付金（補助金）申請に伴う伴走業務
- ・完成・引渡しに関する業務
- ・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理に関する業務

- ・建物保守管理業務（宿泊・交流施設）
- ・建築設備保守管理業務
- ・施設・設備保守管理業務（系統用蓄電池施設）
- ・蓄電システム（SOH）管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・外構施設維持管理業務
- ・環境衛生・清掃業務
- ・警備保安業務
- ・修繕業務
- ・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 運営に関する業務

- ・統括管理業務
- ・各施設の運営業務（ホテル、レストラン、多目的室、子どもプレイルーム、サウナ、カラオケ等）
- ・一般社団法人志賀町観光協会と連携した本拠点を起点にした観光プログラムへの関与
- ・ソフト事業の実施・運営（食ブランドの確立・展開、体験型アクティビティ、ドローンを活用した絶景 VR 体験、施設及び地域のブランドプロモーション等）
- ・電力市場取引・運用業務（系統用蓄電池事業）
- ・非常時における BCP 対応業務
- ・自主事業（任意）

- ・提案施設の運営（提案事業）（任意）
- ・その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 自主事業について

事業者は、本拠点の集客力や魅力の向上に資する事業として、本拠点の施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本拠点の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、事前（提案書類の提出前）に提案内容について当町と協議の上、同意を得るものとする。

(5) 提案施設（提案事業）について

事業者は、本拠点の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本拠点の用途及び目的を妨げない範囲で、かつ近隣の民業圧迫のおそれが高い場合において、本拠点整備用地の一部（以下「提案施設用地」という。）を有効活用し、利用者の利便性の向上等に寄与する機能を有する提案施設を整備し、提案事業を行うことができる。当町や関係者等と事前協議の上、当町が特に問題がないと認める場合、追加の宿泊棟など、本事業で建設する施設の規模・機能を増大する目的で提案施設を整備・運営することも可能とする。本拠点と提案施設は分棟を基本とし、一敷地一建物の原則に配慮して計画すること。この提案施設（提案事業）は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。

なお、本拠点整備用地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、提案施設（提案事業）について提案を予定する事業者は、事前（提案書類の提出前）に提案内容について当町と協議の上、同意を得るものとする。

7 事業者の収入等

(1) 費用負担に関する基本的な考え方

本拠点における施設整備費、維持管理費・運営費、光熱水費の負担に関する考えは以下のとおりとする。

▼費用負担のイメージ

項目	施設整備	維持管理	光熱水費	運営
本拠点内の施設	●	○	○	○
自主事業	ソフト事業	—	○	○
提案施設及び提案事業	○	○	○	○

●…当町からのサービスの対価に含まれるもの（提案上限額まで）

○…事業者の運営収入により賄うもの

※1：什器・備品、厨房機器を事業者の負担で導入することも認める。

※2：改装などにおける内装・設備等費用は、事業者の負担とする（サービスの対価に含まない。）。

(2) 当町から支払うサービスの対価

当町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の施設整備業務に係る対価（以下「施設整備対価」という。）とする。施設整備対価は、拠点整備事業とソフト事業に係る本施設整備費で構成される。

施設整備対価の支払にあたっては、国の交付金及び一般財源（地方債を含む）として充当することを予定しているため、当町は事業者に対し、以下のとおり「一時金」及び「割賦金」に分割して支払うものとする。

ア 一時金の支払

当町は、本施設の引渡時に、本事業の補助対象施設建設費の概ね 50%に相当する交付金及び一般財源（地方債含む）充当予定額の 5 億円を一時金として支払う予定である。（ただし、国による交付金は年度により変動することがあるため留意すること。）

イ 割賦金の支払

当町は、施設整備対価の総額から上記アの一時金を差し引いた残額について、維持管理運営期間中、事業年度ごとに、事業者に対し割賦金として支払うものとする。

(3) 本拠点利用者から得る収入

ア 売上又は販売手数料等

本拠点の運営による売上又は販売手数料等は、事業者の収入とすることができる。

イ 利用料金等

本拠点の施設の利用料金は、別途条例を定める予定。事業者は、原則として、使用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができるものとする。

ウ 自主事業から得る収入

本拠点において実施する自主事業（本拠点の一部を有効活用した自主事業（ソフト事業））に係る売上げ等は、事業者の収入とすることができる。

エ 電力市場取引による収入

系統用大型蓄電池施設の運用により、卸電力市場、需給調整市場、容量市場等を活用した充放電運用から得られる収益は、事業者の収入とすることができる。

8 事業者の負担

(1) 光熱水費の負担

本拠点の運営・管理に係る光熱水費については、全て事業者が負担することとする。

(2) 当町への納付金等

ア 事業許諾対価

事業許諾対価は、各事業年度において事業者が当町へ支払う固定額とする。事業者は、当町が別途「要求水準書」等において提示する額を下回らない額を提案するものとする。

イ 収益還元（納付金）

事業者は、本拠点の運営により享受する営業利益の一部を納付金として当町に還元すること。納付金は、本事業における事業者の各年度の利益水準に応じて当町に還元される費用とする。算定の基礎となる対象利益の定義及び算定式は「様式集」の定めに従うものとし、事業者は当該算定式に適用する納付額（納付率）を提案するものとする。

9 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

10 地域との共生に向けた取り組み

事業の実施に当たって、事業者は、地元の住民や他の事業者と良い関係を築くとともに、以下の取り組みを実施することを期待している。

- ・(1) 地元の事業者・人材・地域資源の活用（町内に本社・本店を有する企業の活用、町内からの優先雇用、町内企業からの資機材・消耗品等の調達等）
- ・(2) （仮称）志賀町地域商社及び富来商工会、一般社団法人志賀町観光協会等と密に連携した、当施設の利用者及び町外・県外の観光業者に様々なタイプのツーリズムからなる半日・一日の着地型観光プログラムの提案及び宿泊客へのこれらのプログラムの紹介。
- ・(3) レストランでは可能な限り当町内で生産された食材の利用とともに、能登の海産物、加賀ブランド野菜、地酒等を利用客に紹介。
- ・(4) 特売品展示ショップ等での積極的な当町内の農産物等の紹介とともに、当施設の利用者からの声も踏まえ、当町内の農家等に対する商品開発の提案。
- ・(5) 周辺住民の生活への配慮（特に令和6年能登半島地震からの復興過程にある地域住民への十分な配慮）。
- ・(6) 近隣の飲食店、道の駅、宿泊業者等との共存共栄。
- ・(7) 多目的室等での地元の住民・他事業者と宿泊者との多様な交流。
- ・(8) 災害時における系統用大型蓄電池施設のBCP機能を通じた地域防災への貢献。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価することとする。

(1) 評価会議の設置と評価

当町は、外部有識者及び町職員等で構成される志賀町道の駅とぎ海街道周辺再整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、事業者の提案を評価し、優先交渉権者を特定する。

(2) 評価等の方法

事業者の募集及び特定等については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

(3) 評価の方法

別添事業者選定基準に記載のとおり。

2 募集及び当面のスケジュール

※スケジュールは状況により変動する場合がある。

項目	時期
募集公告、募集要項等の公表	令和8年6月22日
募集要項等に関する質問受付	令和8年6月22日～6月29日
募集要項等に関する質問への回答公表	令和8年7月3日（予定）
参加表明書、参加資格審査申請書類受付	令和8年7月2日～7月9日
資格審査結果の通知	令和8年7月14日
事前調査の申請受付	令和8年7月15日～7月22日
提案書類の受付	令和8年7月15日～8月3日

優先交渉権者の決定及び公表	令和 8 年 8 月 7 日
基本協定書締結	令和 8 年 8 月 19 日
事業仮契約締結	令和 8 年 8 月 26 日
議会議決後、本契約	令和 8 年 9 月上旬

(1) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

事業者は、上記スケジュールの期限まで質問書を当町へ提出し、当町は、町ホームページに回答を掲載する。手順については以下のとおりとする。なお、質問を送付した者が参加資格を有していないことが明らかな場合は、質問に回答しない。

ア 質問書の提出方法

別紙様式集「募集要項に係る質問書」（様式 1-2）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「（事業者名）募集要項等質問」とすること。

イ 受付期間

令和 8 年 6 月 22 日（月）から令和 8 年 6 月 29 日（月）17 時まで（必着）

ウ 質問の回答

町ホームページに掲載する。掲載予定日：令和 8 年 7 月 3 日（金）（予定）

（質問の内容によっては、随時回答を行う場合がある。）

(2) 参加表明及び資格審査の受付

応募事業者（1 法人等又は複数の法人等のグループ、以下「企業グループ」という。）は、資格審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期限

令和 8 年 7 月 9 日（木）17 時まで（必着）

イ 提出方法

様式集に示す提出書類を、第 10 章の 4 に示す担当窓口宛に電子メールにて提出すること。

(3) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、応募事業者宛て電子メールで通知する。なお、応募事業者がグループの場合には、代表企業宛て通知する。

(4) 事前調査の申請

提案書作成に関し、事前に調査等を行うことが必要な場合は、当町に申し出れば許可することがあるので、調査を希望する者は、「事前調査申請書」（様式 1-1）に必要事項を記入の上、令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 7 月 22 日（水）17 時までの間に提出すること。

(5) 提案書類の受付

資格審査を通過した応募事業者は、提案書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時まで（必着）

イ 提出方法

様式集に示す提案書類を、第 10 章の 4 に示す担当窓口へ郵送（受付期限日必着）または直接提出により提出すること。

(6) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査

提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。日時・場所・内容等は、応募事業者宛て電子メールで通知する。なお、応募事業者がグループの場合には、代表企業宛て通知する。

(7) 募集予定価格

本事業の募集予定価格は、本事業への参加表明を行い、参加資格に合格した者に対して別途通知する。募集予定価格は、事業期間にわたって当町が事業者へ支払う以下の費用項目の単純合計額とし、消費税及び地方消費税相当額を含む総額とする。なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

【当町が支払う本施設整備業務の対価の構成】

- ・（ア）拠点整備事業に係る本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税
- ・（イ）ソフト事業に係る本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税

3 応募に関する留意事項

(1) 公正な募集の確保

応募事業者は、公告の日から優先交渉権者の特定の日までに、以下の事項に抵触し又は発覚した場合には、本事業への応募資格を失うものとする。

- ・ア 4(3)アの応募事業者の資格要件（共通）に満たない者
- ・イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行った者

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募事業者の負担とする。

(3) 提案書類作成要領

提案書類を作成するに当たっては、「様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 募集のとりやめ等

当町は、応募事業者の起因により、公正に本件公募型プロポーザルを執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該応募事業者を参加させない、又は募集を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、基本協定及び契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 応募の辞退

資格を有する旨の通知を受けた応募事業者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、「様式集」に示す「応募辞退届」（様式 5-2）を第 10 章の 4 に示す問合せ先あて速やかに提出すること。

(6) 応募の無効

以下のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・ア 資格のない者のした応募
- ・イ 同一人がした 2 以上の応募
- ・ウ 上記ア及びイのほか、応募に係る諸条件に違反した応募

(7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、次の場合、当町はあらかじめ応募事業者と協議の上、提案書類の全部又は一部を使用することができるものとする。

・(ア) 事業者選定過程等の説明を目的とする場合

(イ) 志賀町情報公開条例に基づく開示請求に対し、当該提案書類の全部又は一部を開示する場合

・(ウ) その他当町が本事業において公表などを必要と認める場合

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募事業者が負うものとする。

4 応募事業者の備えるべき資格要件

(1) 特別目的会社の設立について

応募事業者を構成する企業は、基本協定締結後に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社または合同会社として、本事業の施設整備、維持管理業務及び運営業務を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を事業仮契約調印までに設立するものとする。特別目的会社は、本事業以外の一切の事業ができないことを、定款等により明らかにすること。

応募事業者は、以下の企業によって構成される。

ア 代表企業

応募事業者のうち、応募手続を行う企業で、SPC に出資する企業（最大出資比率の出資者）

イ 構成員

応募事業者のうち、代表企業以外の企業で、SPC に出資する企業

ウ 協力企業

応募事業者のうち、SPC に出資せず、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業

ただし、SPC を設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

・(ア) 代表企業及び構成員である株主は、合わせて SPC の全議決権の 2 分の 1 を超える議決

権を有すること。なお、代表企業及び構成員以外の株主は、議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

- ・(イ) SPC の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで SPC の株式を保有することとし、当町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 留意事項

ア 建設業務と工事監理業務の兼務禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼務してはならない。

※「資本面で関係のある者」とは、総株主の議決権の 2 分の 1 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資をする者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

イ 複数提案の禁止

応募事業者は、1 つの提案しか行うことはできない。また、応募事業者を構成する企業又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の応募事業者を構成する企業になることができない。

ウ 第三者への再委託等について

応募事業者は、各業務について、その全部を第三者に委託し、又は請け負わせる提案をしてはならない。ただし、各業務について、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせざるを得ない場合は、事前に当町の承認を受けなければならない。

(3) 各業務を行う者の資格要件

ア 応募事業者の資格要件（共通）

応募事業者の構成企業は、次の(ア)～(コ)の資格要件を満たすこと。

- ・(ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ・(イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ・(ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。

- ・(オ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ・(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- ・(キ) 当町発注工事の契約の履行に関する裁判が係争中でない者及び当該契約の履行に関し紛争中でない者であること。
- ・(ク) 志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ・(ケ) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、応募事業者の事業所が所在する都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- ・(コ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しないこと。

イ 応募事業者の資格要件（業務別）

設計企業、施設建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業（その他企業含む）は、上記アの資格要件のほかに、それぞれ次の資格要件を満たすこと。

（ア）設計企業（建築）及び工事監理企業

- ・a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・b 宿泊施設又はその類似の商業・観光施設の基本・実施設計の実績を有していること。
- ・c 設計及び工事監理の管理技術者は、一級建築士の資格を有する者を配置すること。

（イ）建設企業（建築）

- ・a 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の左欄に掲げる建設工種の種類のうち、応募事業者が実施する工事に対応した工種に該当する業種分類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ・b 資格審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が一定の点数以上又は志賀町建設工事入札参加資格者の

「建築一式工事」格付がA級以上であること。

- ・c 主任技術者は、1級建築施工管理技士の資格を有する者を配置すること。

(ウ) 維持管理・運営企業

- ・a 宿泊施設又はその類似の商業・観光施設のいずれかにおける1年以上の運営実績を有していること。
- ・b レストラン又はその類似の商業・観光施設の1年以上の維持管理実績を有していること。
- ・c 事業の統括マネジメントや、拠点、販売施設、飲食施設又はその他商業・観光施設等の予算・決算等の管理、報告書類等の管理・記録や、セルフモニタリングなど、本事業の統括管理を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有していること。
- ・d 本施設の維持管理・運営に一時的に1年分の維持管理・運営費と同等の資金を投じることが出来ると認められる者。

(エ) その他企業

上記(ア)～(ウ)に当たらない者が応募事業者に含まれる場合は、当該事業者が担当する役割（業務）を資格審査申請時に明らかにすること。また、当該業務の遂行において必要となる資格（許可、登録又は認定等）及び資格者を有すること。

(4) 資格審査基準日

資格審査基準日は、資格審査書類受付日とする。

(5) 資格の喪失

資格確認後応募事業者の構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募事業者は資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。この場合において、資格の喪失に対して、当町は費用負担その他一切の責任を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本協定書に従うものとする。

ア 資格を有する者であることの確認を受けた日から提案書類受付日の前日までの間に資格を喪失した場合

(ア) 代表企業が資格を喪失した場合

資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が代わり、かつ、構成企業の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、資格を喪失した当初の代表企業を応募事業者から除外しなければならない。

(イ) 代表企業以外の構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が資格を喪失した場合

資格を喪失した構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が担当する予定であった業務に係る資格を満たす別の構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が代わる場合は、提案書類を提出することができる。資格を喪失した構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が担当する予定であった業務を代わる構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が、応募事業者の中に存在しない場合は、新たに資格の確認を受けた上で、構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）の追加を認める。

イ 提案書類受付日から優先交渉権者の決定の前日までの間に資格を喪失した場合

(ア) 代表企業が資格を喪失した場合

当該応募事業者を失格とし、当該応募事業者は審査対象から除外する。

(イ) 代表企業以外の構成企業が資格を喪失した場合

資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、担当する業務に係る資格を満たす別の構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が代わる場合は、審査対象とする。資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を代わる構成企業が応募事業者の中に存在しない場合は、新たに資格の確認を受けた上で、構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）の追加を認める。

ウ 優先交渉権者決定日から事業契約等の締結日の前日までの間に参加資格を喪失した場合

(ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

当該応募事業者を失格とし、次順位応募事業者を優先交渉権者とする。

(イ) 代表企業以外の構成企業（SPCを設置する場合は構成企業及び協力企業）が資格を喪失した場合

当該応募事業者を失格とし、次順位応募事業者を優先交渉権者とする場合がある。た

だし、資格を喪失した構成企業が担当する予定であった業務を、別の構成企業（SPC を設置する場合は構成企業及び協力企業）が代替し、当町が事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

エ 資格を喪失した場合の取扱い

上記ア～ウのいずれの場合においても、資格を喪失した構成企業（SPC を設置する場合は構成企業及び協力企業）は応募事業者から除外されるものとし、SPC を設立する場合に当該資格を喪失した者が出資を予定していた金額については、他の構成企業及び協力企業（新たに追加された構成企業及び協力企業を含む。）が拠出しなければならないものとする。なお、協力企業がこの拠出を行う場合には、当該 SPC の構成企業となる。

第 3 章 契約に関する事項

1 契約に関する基本的な考え方

当町は、優先交渉権者の決定後、優先交渉権者との間で基本協定を締結する。優先交渉権者は、本章に定めるところにより SPC を設立し、当町は、当該 SPC との間で事業仮契約を締結する。事業仮契約は、志賀町議会の議決を経て当町が事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約（事業契約）としての効力を生じる。

ただし、次のいずれかに該当する場合、当町は、優先交渉権者との契約締結に向けた手続を中止し、総合評価点が次順位の応募者を新たな優先交渉権者として、基本協定及び事業契約の締結に向けた手続を行うことができる。

- ・ (1) 優先交渉権者が、当町の定める期日までに基本協定を締結しないとき。
- ・ (2) 優先交渉権者が、当町の定める期日までに SPC を設立しないとき。
- ・ (3) 優先交渉権者が設立した SPC が、当町の定める期日までに事業仮契約を締結しないとき。
- ・ (4) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結までの間に、優先交渉権者の構成員又は協力企業が、第 2 章 4 に示す資格要件を欠くに至ったとき。
- ・ (5) その他優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、当町が優先交渉権者と事業契約を締結することが適当でないとき。

2 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者の決定後速やかに、資料「基本協定書（案）」に基づき当町と基本協定を締結しなければならない。

3 SPC の設立

優先交渉権者は、事業仮契約の締結までに、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社または合同会社として、本事業を実施する SPC を志賀町内に設立するものとする。

構成員は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、当町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

4 仮契約、事業契約の締結

当町は、資料●「事業契約書（案）」に基づき SPC と事業契約の内容等の詳細について協議が整った後に仮契約を締結し、志賀町議会の議決を経た後、SPC と事業契約を締結する。

5 指定管理者の指定

当町は、本施設等に係る施設設置条例の定めるところにより所定の手続きを経て、志賀町議会の議決を経た後、SPC を指定管理者として指定する予定である。

6 費用の負担

事業契約等の締結に係る印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

7 契約保証金

SPC は、施設整備業務の対価に相当する金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、志賀町財務規則に定める各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の一部又は全部を免除する。

また、特別目的会社は、建設工事の履行を確保するため、本施設の引渡し予定日までを期間として、施設整備業務の対価に相当する金額の 100 分の 10 以上について、当町を被保険者とする履行保証保険契約を締結するものとする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、当町と受注者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の各業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、当町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

2 予想されるリスク及び責任分担

事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担の考え方は、別紙「リスク分担表」に明記してあるが、詳細は、令和8年6月17日に公表した事業契約書（案）に示すとおりである。事業者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

3 町による事業の実施状況及びサービス水準の監視（モニタリング）

当町は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否か及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。受注者は当町が行うモニタリングに対し誠実に協力しなければならない。

(1) 設計・工事監理業務及び建設業務

当町は、受注者が実施する設計・工事監理業務及び建設業務が当町の定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

ア モニタリングの方法

(ア) 書類による確認

当町は、要求水準書で提出を求める書類等により、各業務の履行状況について確認を行う。

(イ) 現地における確認

当町は、本施設の建設に伴い実施する検査及び試験のほか、建設工事の中間検査、完了検査その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。受注者は、当町が現地における確認を行う場合には立ち会うこと。

イ 要求水準を満たしていない場合の措置

(ア) 改善要求

当町は、設計・工事監理業務及び建設業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、受注者に直ちに適切な改善措置を行うよう要求し、受注者に業務改善計画書の提出を求める。受注者は、改善措置及び改善期限等を記載した業務改善計画書を当町へ提出し、承諾を得ること。

なお、当町は、受注者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態が是正され、十分に改善する内容であると認められない場合は、その修正及び再提出を求める。

(イ) 契約の解除

当町は、再度の改善要求を行い、これによっても是正が見込まれない場合は、契約の定めに基づき解除することができる。

(2) 維持管理業務及び運営

当町は、受注者の実施する維持管理・運営業務について、定期的に確認を行う。また、事業者の経営状況及び財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

ア モニタリングの方法

当町が提示した方法に従って受注者がセルフモニタリングを行うこととし、当町は受注者が提出する資料等に基づき評価を実施する。

イ 要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、要求水準書に示す当町が要求するサービス水準を一定限度下回る場合には、改善勧告、維持管理業務及び運営業務のサービス水準の未達率に応じたペナルティ相当額の徴収、契約解除等の対象となる。要求水準書に示すサービス水準を一定限度下回る場合のペナルティ等に関する考え方は、令和8年6月17日に公表する維持管理・運営業務委託契約書（案）に基づくものとする。

4 事業終了後の措置

受注者は、事業期間終了時に本拠点を当町の定める要求水準を満足する状態で、当町に引き継ぐものとする。ただし、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

第 5 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

【宿泊・交流施設整備事業】

計画地	石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲部 他
面積	約 3 4 5 9 m ²
現況用途	道の駅とぎ海街道及び周辺用地
用途制限	都市計画区域内
建蔽率／容積率	建蔽率 5 0 % 容積率 1 0 0 %
埋蔵文化財包蔵地指定	なし
開発行為などの制限	一定規模以上の開発行為については、許可申請が必要
景観計画区域等	石川県景観条例に基づく
河川区域・河川保全区域（河川法）	なし
土砂災害警戒区域等	なし
交通アクセス	鉄道：JR 七尾線羽咋駅から自動車約 40 分／自動車：のと里山海道西山インターチェンジから自動車約 30 分
接道道路	国道 249 号
インフラ施設	上水道：あり／汚水処理：公共下水道の設置／電気：引込可能／ガス：プロパンガス
その他	本拠点の用地取得状況等の詳細は別途資料による

【系統用蓄電池事業】

1. 系統用蓄電池

計画地	石川県羽咋郡志賀町富来地頭町 52 (旧すみれ作業所)
面積	約 1 9 7 4 m ²
現況用途	旧すみれ作業所
用途制限	都市計画区域内
建蔽率/容積率	建蔽率 6 0 % 容積率 2 0 0 %
埋蔵文化財包蔵地指定	なし
開発行為などの制限	一定規模以上の開発行為については、許可申請が必要
景観計画区域等	石川県景観条例に基づく
河川区域・河川保全区域（河川法）	なし
土砂災害警戒区域等	なし
交通アクセス	鉄道：JR 七尾線羽咋駅から自動車約 40 分／自動車：のと里山海道西山インターチェンジから自動車約 30 分
接道道路	県道 23 号
インフラ施設	電気：引込可能
その他	本拠点の用地取得状況等の詳細は別途資料による

2. 系統用蓄電池

計画地	石川県羽咋郡志賀町中浜は 1 (旧富来小学校敷地内)
面積	約 1 7 4 6 m ²
現況用途	旧富来小学校
用途制限	都市計画区域内
建蔽率/容積率	建蔽率 6 0 % 容積率 2 0 0 %
埋蔵文化財包蔵地指定	なし
開発行為などの制限	一定規模以上の開発行為については、許可申請が必要
景観計画区域等	石川県景観条例に基づく
河川区域・河川保全区域（河川法）	なし

法)	
土砂災害警戒区域等	なし
交通アクセス	鉄道：JR 七尾線羽咋駅から自動車約 40 分／自動車：のと里山海道西山インターチェンジから自動車約 30 分
接道道路	国道 249 号
インフラ施設	電気：引込可能
その他	本拠点の用地取得状況等の詳細は別途資料による

2 規模及び配置に関する事項

本拠点の基本的な諸室構成については「第 1 章 6(2) 整備対象施設」に示すものを想定している。

なお、諸室構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

第 6 章 事業計画又は基本協定等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定・事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、当町と受注者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、基本協定・事業契約等に定める具体的措置を行うこととする。

また、基本協定等に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 7 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約等に定める事由ごとに当町又は受注者の責任に応じて、必要な修復、その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 受注者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ・ア 受注者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合には、当町は受注者に対して書面で改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、当町は事業契約等に定めるところにより解除することができる。
- ・イ 受注者が倒産し又は受注者の財務状況が著しく悪化した結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合は、当町は事業契約等に定めるところにより解除することができる。
- ・ウ 上記ア又はイの規定により事業契約が解約された場合、事業契約等に定めるところに従い、当町は受注者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 当町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ・ア 当町の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、受注者は事業契約等に定めるところにより解除できる。
- ・イ 上記アの規定により受注者が事業契約等を解約した場合、事業契約等に定めるところにより、受注者は当町に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ・ア 当町又は受注者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、当町及び受注者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ・イ 一定の期間内に上記アの協議が整わない場合には、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、当町又は受注者は基本協定、契約を解約することができるものとする。
- ・ウ 事業契約等を解約する場合の措置については、事業契約等の定めに従う。
- ・エ 不可抗力の定義については、事業契約等に定める。

第 8 章 法制上及び税制上の措置に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

当町は、受注者が本事業を実施するに当たり法制上及び税制上の優遇措置等の適用を想定していないが、法改正等により優遇措置等が適用されうる場合には、当町は当該措置等が適用されるよう努めるものとする。

また、事業者が本事業を実施するに当たり、令和 6 年能登半島地震の復旧・復興に関する各種

制度（国・県の補助金、特別交付税措置、能登復興再生に係る財政支援等）の適用を受けることができる可能性がある場合には、当町は当該措置等の適用に向けて協力するものとする。

2 その他支援に関する事項

当町は、受注者が事業実施に必要な許認可等を取得しようとする場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第9章 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行義務

SPC は、提案書類及び募集要項等並びに事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 事業期間中の SPC と町の関わり

本事業は、SPC の責任において実施される。また、当町は事業契約書（案）に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。

本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性を出来る限り確保する目的で、当町は、SPC に対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、当町と SPC は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的な措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10章 その他

1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2 契約締結に係る議会の議決

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（志賀町条例）の規定に

より、契約案件により、町議会の議決を要する場合がある。

また、本事業は、PFI 法第 12 条の規定により町議会の議決に付さなければならない契約であるため、議決を経た後、当町が事業者に対し、事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、事業仮契約は本契約として効力が生ずるものとする。

3 提案書類作成に係る費用

本事業の応募に係る費用は、全て応募事業者の負担とする。

4 問合せ先

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1

志賀町役場 商工観光課

電話：0767-32-9341（直通） 平日昼間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

電子メール：shokan@town.shika.lg.jp

5 その他

本事業に関する情報提供は、次のホームページ等を通じて適宜行う。

【志賀町ホームページ】 <https://www.town.shika.lg.jp/>

別紙 リスク分担表

区分	リスクの種類	リスクの内容	当町	SPC
共通	提供した情報リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○	
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○	
		上記以外の当町の事由による契約締結の遅延・中止	○	
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク	応募費用		○
	制度関係リスク (政治・行政)	本事業に直接影響を及ぼす当町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
	制度関係リスク (法制度)	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		上記以外の法令の変更		○
	制度関係リスク (許認可)	SPC が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
		当町の事由による許認可取得遅延	○	
	制度関係リスク (税制度)	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
		法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（当町への所有権移転前）		○
		本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
		上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	社会リスク (住民対策)	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○	

		提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
		住民からの苦情（建設時・運営・維持管理時）		○
	社会リスク （第三者賠償）	本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
	社会リスク （環境関連）	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク	当町の債務不履行による中断・中止	○	
		SPCの債務不履行・構成企業の債務不履行等による遅延・中断・中止		○
	不可抗力リスク	天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止（令和6年能登半島地震級の災害含む）	○	▽ 1% ルール
	経済リスク（資金調達）	民間資金調達・確保		○
		交付金・補助金の調達・確保	○	
	経済リスク（金利）	金利変動		○

上記リスク分担表は、志賀町の実情（令和6年能登半島地震からの復興、系統用大型蓄電池導入等を踏まえたもの）を基に作成した暫定版である。詳細は事業契約書（案）等を踏まえ精査が必要。